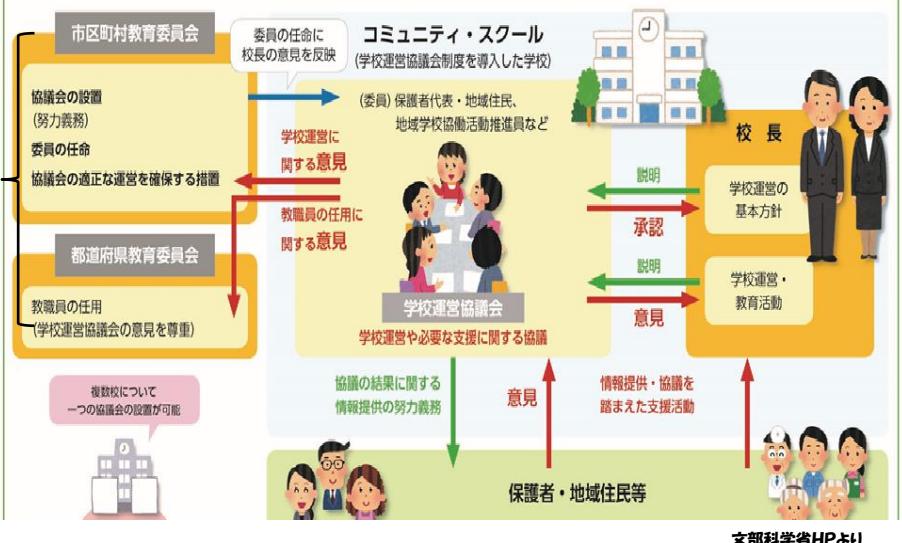


学校運営や学校の課題に対して、より広く保護者や地域の住民の方々が学校運営に参画できるよう
平成30年度より、全府立学校に学校運営協議会を設置します。
 ※学校運営協議会を設置する学校を「コミュニティ・スクール」と言います。

別紙

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



＜国の動き＞

平成27年12月

「中央教育審議会答申」

- ・学校運営協議会の設置を努力義務化
- ・コミュニティ・スクールの推進

平成29年4月

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正

- ・学校運営協議会の設置を努力義務とする

＜府の動き＞

平成12年～

各校の状況に応じて、学校協議会設置を推進

平成15年

全府立学校に学校協議会が設置された

平成24年8月

「学校協議会」が府立学校条例による設置となる



学校協議会を
学校運営協議会に移行します

大阪府の学校運営協議会について

学校協議会		学校運営協議会
法的根拠	府立学校条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 学校運営協議会の設置等に関する規則（新規策定）
設置	課程ごとに設置できる	学校ごとに設置 但し、分校は本校とは別に設置できる 複数の課程のある学校は、課程ごとに部会を設置できる※
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民 ・保護者 ・学識経験者 ・その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民 ・保護者 ・学校の運営に資する活動を行う者（同窓会、後援会、近隣の企業等） ・学識経験者 ・その他の関係者
役割	<ul style="list-style-type: none"> ①校長に対して意見を述べる <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画 ・学校評価 ・保護者からの意見の調査審議（教員の授業その他の教育活動） ・その他校長が必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ①校長に対して意見を述べる <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画 ・学校評価 ・保護者からの意見の調査審議（教員の授業その他の教育活動） ・学校の運営全般について ②「基本的な方針」の承認 <ul style="list-style-type: none"> ・「学校経営計画」のめざす学校像 ・「学校経営計画」の中期的目標 ③職員の任用に関して意見を述べる <ul style="list-style-type: none"> ・「基本的な方針」に資する事項（特定の個人に係るもの）を除く ・大阪府公立学校教職員人事方針等に反しない限度において、意見を取り扱う

※全日制・定時制のある学校はそれぞれ「部会」を設置でき、部会を中心に運営する

学校運営協議会Q & A

Q 学校運営協議会になって何が変わるのでですか？

A 保護者や地域の住民の方々に、より学校運営に参画していくことになります。具体的には、学校運営の基本的な方針を承認することと、任用に関する意見を言うことができるようになりました。

Q 任用に関する意見については、どの程度言えるのですか？

A 例えば、基本的な方針に「部活動の活性化」がある場合、「部活動指導に実績のある人がほしい」等の意見を言うことができます。個人を特定する意見を言うことはできません。

Q 大阪府公立学校教職員人事方針等とはどんなものですか？

A 人事に関する基本的な方針、人事の取扱い要領を定めたもので、詳しくは府のHP※で見ることができます。

Q 委員の任命はどこがするのですか？

A 校長・准校長の推薦を受けて教育委員会が任命します。任期は2年、再任は2回までとします。年齢は原則70歳まで、兼務は4校までとします。